○　厚生労働省において、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、５年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等の検視・調査への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。

○　厚生労働省において、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、日本医師会が開催する大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修会への参加を、医療関係団体等を通じて広く医師に対して働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材の提供に努めていく。

○　厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。

○　都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。（再掲）

○　海上保安庁において、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。（再掲）

○　検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。

○　厚生労働省において、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度の創設を検討する予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。

○　厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえて、５年後を目途に、日本医師会内の検討会において、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成していく。

○　死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の資質向上に資するために開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。

○　死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。

○　文部科学省において、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組として、国公私立大学を通じて、歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充に努めていく。（再掲）

○　文部科学省において、日本歯科医師会等と連携し、歯科大学学長・歯学部長会議等において、歯科大学・歯学部における死因究明等に係る定期的な研修会の開催を求めていく。

○　都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。（再掲）

○　海上保安庁において、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。（再掲）

○　文部科学省において、薬学部の学生が法中毒に係る内容を履修する機会を得ることができるようにするため、各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学長・薬学部長会議等において周知等を行っていく。

○　文部科学省において、薬学部における死因究明等に係る教育方法やカリキュラムなどの具体案や優良な教育実施事例について全国薬科大学長・薬学部長会議等において積極的に紹介等していく。

4　警察等における死因究明等の実施体制の充実

○　犯罪死の見逃しを防止する上で、死体に係る専門的知識を有する検視官が現場に臨場し、その死が犯罪によるものか否かの判断等を行うことが有効であることから、検視官の臨場率の更なる向上を図るため、都道府県の実情に応じた検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めていく。また、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像と音声を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができるよう、検視支援装置の整備に努めていく。

○　警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「死因・身元調査法」という。）に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行っていく。

○　警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備に努めていく。また、必要に応じて法医学教室等の機関と連携を図っていく。

○　警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行っていく。

○　警察等において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施するため、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築していく。

○　警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たってＤＮＡ型情報及び歯科所見情報の活用を図るため、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。

○　警察において、身元不明死体の身元確認のためのＤＮＡ型鑑定の活用によって、鑑定需要の増加が見込まれる場合、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めていく。

○　海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実に努めていく。

○　海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充に努めていく。（再掲）

○　海上保安庁において、死体取扱業務に必要な資器材等の整備に努めていく。

○　海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を図るため、引き続き都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築に努めていく。